

# 公益財団法人 国際仏教興隆協会 会 員 規 程

## 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人国際仏教興隆協会(以下「当協会」という)の事業を支援する会員に関し必要な事項を定め、その会費納入により当協会の運営機能の充実と事業の向上に資するを目的として運用する。

## 第2条（会員の種類）

当協会の会員は名称を「護持会員」と規定し、会員種別を次の通りとする。

- (1) 個人会員 当協会の事業に賛同し支援する個人
- (2) 法人会員 当協会の事業に賛同し支援する法人
- (3) 維持会員 当協会の維持に協力し支援する個人及び法人

## 第3条（入会）

会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、理事長の承認を得て会員になることができる。

## 第4条（会費）

会員の会費は年次毎に次の通りとする。

- (1) 個人会員は、1口年額 5千円（1口以上）
  - (2) 法人会員は、1口年額 1万円（1口以上）
  - (3) 維持会員は、1口年額10万円（1口以上）
2. 全ての会費は納入された当該年度分会費に充当するものとする。
  3. 会費は入会時に入会当該年度分を納入し、以後毎年度毎の納入を為すものとする。
  4. 納入された会費は事由の如何を問わず返還しない。

## 第5条（会費の変更）

会費の額および会員種別の変更は理事会の議決を経てこれを行う。

## 第6条（会費の使途）

会員より納入された会費は定款第3条の目的推進の為に使用する。

#### 第7条（退会）

会員を退会する場合は、その旨を書面で届け出るものとする。

#### 第8条（会員資格の喪失）

会員は以下の事由によって資格を失う。

- （1） 会員による退会の意思表示があったとき
- （2） 死亡または会員である法人が解散したとき
- （3） 理由なくして会費の納入が長期に渡り行われなかったとき
- （4） その他、当法人が会員として不相当と認めたとき

2. 前項(4)への該当は理事長の提議により理事会で決議されるものとする。

#### 第9条（規程の改定）

この規程は必要に応じて理事会の決議により改正することができる。

#### 付則

1. この規程は、2013年6月1日より施行する。
2. 旧法人による護持員及び賛助会員は、この規程における護持会員とみなす。